

南信州広域連合議会
全 員 協 議 会

令和6年11月15日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 全員協議会会議録

令和6年11月15日（金） 午後2時25分 開議

1. 開会
2. 議長あいさつ
3. 広域連合長あいさつ
4. 報告・協議事項
 - (1) 市町村消費生活センターの広域化について
 - (2) 飯田警察署建替え及び運転免許センター設置等の計画について
5. 閉会

全 員 協 議 会

令和6年11月15日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 全員協議会

日 時 令和6年11月15日(金) 午後2時25分～午後2時59分
場 所 エス・バード ホール
出席者 河本議員、片桐議員、下平議員、後藤(章)議員、木下(幸)議員、
後藤(知)議員、後藤(和)議員、串原議員、坂巻議員、宮澤議員、吉田議員、
佐々木議員、伊藤議員、平松議員、三浦議員、市川議員、岩口議員、大蔵議員、
中平議員、清水(優)議員、福澤議員、竹村議員、小林議員、古川議員、
木下(徳)議員、山崎議員、熊谷議長、清水(勇)議員、永井議員、
佐藤広域連合長、下平副広域連合長、大久保村長、清水村長、市瀬村長、
高田副管理者、吉川事務局長、滝沢事務局次長兼総務課長兼地域医療福祉連携課長、
松下飯田環境センター事務長、北澤消防長、新井消防次長兼総務課長、中本予防課長、
熊谷警防課長、縄通信指令課長、伊藤書記長、壬生事務局総務課広域振興係長、
宮崎事務局総務課庶務係、平沢事務局専門主査、岡庭町村会事務局長

1. 開 会
2. 議長あいさつ
3. 広域連合長あいさつ
4. 報告・協議事項

ナン バー	項 目 名	資料	頁
1	市町村消費生活センターの広域化について …資料による説明(吉川事務局長)	1	5
2	飯田警察署建替え及び運転免許センター設置等の計画について …資料による説明(吉川事務局長)	2	9

5. 閉 会

1. 開 会

午後2時25分

(熊谷議長) それでは、ただいまから全員協議会を開催いたします。

2. 議長あいさつ

(熊谷議長) 開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本会議、お疲れさまでございました。

先月から今月にかけて、国政選挙から市町村長選・議員選挙などが行われておりますけれども、再選を果たされました佐藤連合長、飯田市長、また永嶺天龍村長、また阿智村議員のそれぞれ皆様には、当選おめでとうでございます。これまで同様、南信州地域の発展のために御尽力いただけますよう、お願いを申し上げたいと思います。

国政選挙では、この地域の道路整備など国への要望活動の窓口として、また予算獲得には不可欠であります与党の国会議員の当選に加えまして、地元飯田市から28年ぶりになります。代議士が誕生いたしました。今後の活躍を期待するところでございます。

現在進められております桐林クリーンセンターの解体工事や旧地場産業センターに設置しております文化芸術活動支援センターの工事も順調に進んでいるということをお聞きしておりますので、無事に完了いたしまして、特に創造館利用者の方々にはスムーズに移行ができるようお願いをしたいなと思っております。

本日の協議事項は、長野県の市町村消費生活センター広域化についてと飯田警察署建替え及び運転免許センター設置の計画についてという2項目でございます。いずれも当地域にとっては関心の高い事項でございますので、十分な協議をお願いいたしまして、全協開会に当たってのあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

3. 広域連合長あいさつ

(熊谷議長) 次に、広域連合長のあいさつを願うことといたします。よろしいですか、佐藤連合長。

(佐藤広域連合長) それでは、全員協議会の開会に当たりまして、一言私からもごあいさつを申し上げます。

ただいま熊谷議長からは、私も含めまして再選された者に対しましてのお言葉をいただきまして、ありがとうございました。引き続き、しっかり頑張りたいと思います。

今ちょっと選挙の話、国政の話もありましたので関連してちょっと皆様と問題意識を共有しておきたいと思っております。今103万円の壁という話が出ています。あの見直しの議論が昨日あたりから各党首あるいは政調会長等の協議という形で始まったというニュースが流れていますけれども、103万円の壁の見直しに伴って地方個人住民税の大幅な減収につながるという問題意識は、ぜひ皆様と共有しておきたいと思っております。

基礎控除の在り方について何十年も見直しがされていないという意味では一つの見直しのタイミングなのも分かりませんが、その見直しに伴って所得税のみならず、個人住民税の減収が起こります。仮に178万円まで引上げをした、壁をとっばらっていくということになりますと、地方全体で4兆円の減収ですというふうに試算されています。それから、国税のほうの減収のはね返しとして地方交付税も減少しますので合わせて5兆円ぐらいの地方財源の減になる、そんな試算があります。だからと言ってそうするなということを我々は申し上げるわけではありませんけれども、地方自治体の減収

の分をどうするのかという議論がしっかりなされないと、我々の住民サービスに大きな影響が伴うということになりますので、ぜひ皆様にも政党間の議論も注視していただき、地方財政への影響をどうやって回避あるいは全くの回避ができないかも分かりませんが、それをいかに小さくするのかっていうその議論がちゃんとなされているかどうか、これは皆様方にもぜひ注視をしていただき、場合によっては必要な声を上げていただかなければいけない、我々が上げていかなければいけないと。そういう問題意識については、ぜひ共有をしておきたいということで、この場をお借りして発言をさせていただきました。

全員協議会のテーマと全く関係ありませんけれども、一言申し上げてごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

4. 報告・協議事項

(1) 市町村消費生活センターの広域化について

(熊谷議長) それでは、協議事項に移ります。

初めに、「市町村消費生活センターの広域化について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

吉川事務局長。

(吉川事務局長) それでは、市町村消費生活センターの広域化について説明をさせていただきます。

お手元の資料ナンバー1—1をまず御覧いただきたいと存じます。

この消費生活センターの広域化について、それに関連をいたします県の消費生活センターの集約、機能強化の関係、それから消費者行政の推進についてということで、こちらは県の県民文化部が作成した資料でございます。こちらに基づいてまず説明をさせていただきます。ちょっと薄い字で申し訳ありません。

点線のラインボックスの中、まず消費生活センターの法的な位置づけでございます。消費者安全法の中で県の消費生活センターの設置というのは、第10条で義務づけられているというものでございます。一方、市町村の消費生活センターの設置については努力義務ということで、この中では位置づけられているという、そういうものでございます。

現状といたしまして、現在県の消費者生活センターは4か所に設置されているという状況でございます。御承知のように、飯田にも南信消費生活センターが設置されているというところでございます。一方、市町村の消費生活センターでございますけれども、広域連携によって設置されたものを含めまして36市町村が現在センターを設置をしております、人口カバー率から言いますと今年の4月現在で89.1%になっているというそういう状況でございます。

皆様御承知のように消費生活相談につきましては、複雑化・高度化・多様化が進んでおりまして、行政といたしましてもそういった対応が求められているという状況にあるのかなというふうに思います。また、近年、住民に身近な窓口への相談が増加ということで、かつては県のセンターで受けてる相談が多かったわけでございますけれども、令和4年の数字では市町村の窓口へ寄せられている相談の件数のほうが多くなっているというそういう状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、県が取り組むことということで3点、相談機能の強

化、被害に遭わないための消費者教育・啓発の強化、市町村の相談業務などへの支援充実ということ。一方、市町村に取り組んでいただきたいことということで、住民に身近な相談窓口の体制の整備、それから窓口での啓発、相談員の資質向上などなどということでございます。

県といたしますと、現在4か所ある県センターを1か所、これ松本に集約というふうに言われておりますけれど、来年の4月から集約をいたしまして、集約することによって相談機能を強化し市町村支援を充実させていくという、そういう方針だということでございます。新たな県センター、松本のセンターになるわけですがけれども、機能といたしまして相談機能の強化、相談員の集約による資質・スキルの向上、それから処遇の改善だとか正規職員化に持っていくということ。それから、消費者教育だとか啓発の強化のようなことをやっていきたいということ。それから、市町村の相談業務などへの支援を充実させていくということを予定しているという内容でございました。

次の資料でございます。資料ナンバー1—2でございます。

こういった県の方針を受けまして、この南信州圏域における消費生活センターの対応をどうしていくかということ南信州広域連合会議を中心に検討してきたという経過がございました。その中で着色したラインボックスの中でございますけれども、この地域は規模の小さい自治体が多いということで町村が個別にセンターを設置するということなかなか難しいだろうということ。あと飯田市においては、消費生活センターを既に設置しているという状況でございますので、この飯田市の消費生活センターを拡充いたしまして町村からの相談の対応もするという方向で検討してほしいというような申入れが町村の皆様からあったという、そういう経過でございました。県の動きがございましたので、住民の皆様が相談窓口がないという状態にならないようにこの集約化と南信州圏域の市町村の広域化が同時期となるように進めていこうではないかというような方向が出されたということでございます。

9月26日に、先ほど説明させていただいたように、県知事が県の消費生活センターを集約していくということを公表したわけでございます。これに伴いまして、私どもの消費生活センターの広域化の対応につきましては、令和7年度からいわゆる広域化を開始していきたいということで方針を決めてきたという、そういう流れでございました。

消費生活センターの広域化の概要でございますけれども、この広域化の枠組みといたしまして定住自立圏構想の枠組みでやっていきたいと思いますということでございます。

下のところにいろいろその内容を書いてございますけれども、人員体制ということで所長1名、これは兼務でございますけれども課長職、それから職員1名、専門相談員1名を増員いたしまして3名体制といたしまして、あと会計年度任用職員も1名ということでこれは増員になりますけれども、こういった体制で対応していきたいということです。

設置場所につきましては、飯田市役所本庁舎ということになっております。

それからその経費の負担でございますけれども、負担割合につきましてはいろいろ議論ございましたけれども、結論といたしまして、均等割10%、人口割40%、実績割、この実績割というのは過去3年間の相談件数の実績を元に算出した数字で算出するというのでいきたいと思いますというふうに方向を決めてきたということでございます。

裏面にまいります。広域化のイメージでございますけれども、中心市集約方式という

ことで、まずは各市町村の相談窓口相談があるということが想定されますけれども、これが一番住民の皆さんにとってみると身近な相談窓口ということでございます。専門的な対応が必要だという案件については、中心市飯田市の消費生活センターに対応してもらおうように連携をするということでございます。直接見えられる方もいらっしゃるかもしれませんが、形とするとそんなことで相互に連携をしながらやっていきたいと思います。

下のところに、消費生活センター広域化による運営費用ということで試算を載せてございます。いわゆるインシャルコストについてはちょっとこの中に含んでおりませんが、毎年かかるランニングコストというイメージで御覧いただきたいと思っております。分担、負担の根拠になる相談受付件数についてはちょっと小さい字ですが、下の二重丸のところに記載してあるとおりにございます。

それから、算出の基礎となる経費ということで一番大きいのは人件費でございまして、職員、相談員等についての経費を記載してございます。それから事業費ということで、消耗品費だとか通信費、研修費ということで記載をしております。合計で1,450万余の金額がかかりそうだということでございます。先ほど申しましたように、案分計算のルールでその負担を試算いたしますと、ここに記載のとおりのような計算になってくるという内容でございます。

今後のスケジュールでございますけれども、資料の右下のところにちょっと小さい字で恐縮ですが、記載してございます。本日、全員協議会で説明をさせていただいております。11月26日には飯田市議会の全員協議会でも説明をさせていただき、さらに12月に開催されます各町村議会でもそれぞれ説明をしていただくと同時に、定住自立の枠組みでございますので定住自立圏形成協定の議案を議決いただくということが必要になります。各市町村の議会で議案を出していただいでぜひ議決をいただくということで進めてまいりたいという予定でございます。議決をしていただきました後に、協定書に調印をして住民周知に入っていくというそんなスケジュールでございます。来年の4月から広域化された新たな消費生活センターということで業務を始めてまいりたいというそんな計画でございます。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

(熊谷議長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

坂巻議員。

(坂巻議員) はい、10番、坂巻です。ちょっと的外れだと申し訳ないんですけども。

広域連合とはどんな関わりを持たれるのか。設置場所は飯田市役所の本庁舎ということなんですけれども、計画だとか実績報告だとかそういったものは広域連合議会では報告だとかそういうことがなされるのでしょうか。また別に単独でやられるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

(熊谷議長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) この件につきましては、広域連合、特に広域連合会議とあと広域連合のほうで各市町村の担当者の皆様にお集まりいただきまして協議・検討してきたという、そういう経過でございます。今までは広域連合が音頭を取ってというところちょっと言い過ぎかもしれませんが協議を進めてきたという状況でございましたけれども、今後は中心市であります飯田市、これ定住自立の枠組みでございますので、飯田市のほうで主に事務的

な音頭を取っていただいで事業を進めていくという形に変わっていくのかなというふう
に思っております。当然、担当者レベルの調整会議だとかっていうことは定期的開催
される形になると思いますし、必要によっては広域連合の場でそういった状況の報告み
たいなことは組長の皆様と共有してまいるということも考えていきたいと思っておま
すので、よろしくをお願いします。

(熊谷議長) よろしいですか。ほかにございますか。

福澤克憲議員。

(福澤議員) 24番、飯田市の福澤でございます。

御説明ありがとうございました。

大方理解できたんですけども、消費者安全法の部分で県が設置義務づけ、市町村が
努力義務という中で、県が取り組むことということの中で市町村の相談業務等への支援
充実っていうものが挙げられています。

先ほど御説明いただいた部分も、例えば予算の部分を見ていきますと一番最後のペー
ジですね。1—2の裏面の部分に載っております。算出の基礎となる経費ということで
主にここに事務所にいる人件費の部分が入ってると思うんですが、その右側の案分の基
礎データという部分は、これそのまま1,460万円弱の部分各市町村で分担という
か負担金という形でこうなってるんですけど、県の支援というものを考えたときに、こ
の算出の基礎となる経費の一番下のポツにあります「消費者行政活性化補助金の対象と
なる経費は、その補助額を差し引いた残りを算出を基礎とする」となっているので、こ
の補助金が要は県から入ってくる補助金というふうに見えていいのか。

また、その補助金の部分をどのくらい県がこの支援をする、この相談業務等への支援
充実って書かれていますので、その辺が、設置義務がある県がどのくらい見ていただい
けるのかっていう想定はどのように考えておられるか。

(熊谷議長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) 御質問の件の支援についてでございますけれども、資料1—2の裏面の「算出基礎
となる経費」の部分の合計額1,459万9,000円というのは、実は令和7年度の
金額を記載してございまして、この金額は県の支援分、いわゆる補助金分を差し引いた
残りの金額を記載しております。県の支援についてはこの外数値、失礼いたしました。
ここからこの中から差し引く前の数字でございますので、おおむね260万円ぐらいと
いう現在の制度でいきますとことだそうですけども、県の支援があるということで、
主に人件費関係でございます。ただ、2年度以降についてはこれ減額となりますのでそ
こまでの支援は受けられないようでございますけれども、初年度についてはおおむね2
60万円程度の支援が補助金という形で受けられるということでございます。

あと県の支援につきましては、いわゆる県のセンターに市町村を支援される担当の方
が配置されるということで、この方が市町村が設置するセンターの業務について支援を
いただけるという、そんな人的な支援は今後もずっと受けられるというような形になる
というふうにお聞きをしております。

以上です。

(熊谷議長) 福澤克憲議員。

(福澤議員) ありがとうございます。

そうしますと整理いたしますと、この基礎となる経費が1,459万円あるうちの県

が260万って言われましたので、それを差し引いた1,200万円を負担金として案分していくような形になるということで理解をさせていただきたいと思います。

それからあと人がつくってということで、その部分も県が支援をしていく。ただ、令和7年度については260万ということでしたが、令和8年度以降の部分については補助がどうなっていくか分からないと、そういう理解でよろしいですか。

(熊谷議長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) すみません。基本的には御指摘のとおりでございますけども、先ほど県の補助金というふうに言いましたけれども、元は国の制度でございますので県を経由した国の支援ということだそうでございます。

あと、人件費に関する支援は初年度のみということのようでございますので、令和8年度以降についてはそういうことで、大分支援の額ということについては減額になってくるということが見込まれるということでございます。

以上です。

(熊谷議長) ほかにございますか。

平松議員。

(平松議員) 15番、平松です。ちょっと建物について御質問したいと思います。

現在使われている消費生活センター、あれは利用ができないので市役所に入ることでございますか。

また、今ある建物は後利用するのかとか取壊しちゃうのか、その辺はいかがですか。

(熊谷議長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) 現在県が設置している南信消費生活センターの建物のことをおっしゃっているということだと思いますけれども、こちらの建物は県の建物でございますので、市町村が設置する消費生活センターにつきましては消費生活センター、市町村の施設の中に設置するのが自然かなということでそういう判断をしているということでございます。

現在の南信消費生活センターが入っている建物については、現在県のほうでどういうふうにしていくかというのは検討されているのかなと思いますけれども、具体的にどういうふうにしていくということについては、私どもとしては現在まだお聞きしていないところでございます。

(熊谷議長) 平松議員。

(平松議員) はい、平松です。分かりました。また、これから協議して選定していく形になるということでございますね。はい、了解しました。

(熊谷議長) そのほかございますか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

なければ、説明のございました「市町村消費生活センターの広域化について」は聞きおくことといたします。

(2) 飯田警察署建替え及び運転免許センター設置等の計画について

(熊谷議長) 次に、「飯田警察署建替え及び運転免許センター設置等の計画について」を議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

吉川事務局長。

(吉川事務局長) 続きまして、資料ナンバー2を御覧いただきたいと存じます。

飯田警察署を建て替え及び運転免許センター整備等の計画につきまして、去る10月21日に地元の役員の皆さんに対する説明が行われました。その際各機関などから説明があった資料等に基づいて、私のほうから報告をさせていただきたいと存じます。

まず工事等のスケジュールでございますけれども、現在計画の地元協議を行っているという状況でございまして、これが完了した段階で公園部分の都市計画変更の変更手続行いたいということでございます。令和7年度になりますと市道ですね、大王路線の用地補償、関係者約20名ぐらいというふうにお聞きしておりますけれども用地補償に入っていくということだそうです。令和7年度の下半期に建設工事に着手したいというふうに言うておいでになりましたけれども、令和9年度末までに竣工をさせるということでございます。こちらは建物ですね。建物については令和7年度の下半期に建設工事に着手をして、令和9年度末までに竣工。続いて、令和10年4月に新しい飯田警察署の運用を開始したいということでございます。

続いて、現在の飯田警察署の庁舎の解体工事に着手いたしまして、その場所を駐車場として整備するということでございます。広い駐車場が必要となる運転免許センターの運用開始は、令和11年4月の予定ということでございます。

風越公園につきましては、令和8年度に設計を行って、令和9年度に工事に着手するという予定で進めていくということでございます。

市道につきましては、用地補償の進捗状況によりまして、工事車両の出入り等が始まりますので、令和7年度の下半期ぐらいから一部の工事をできればやっていきたいということございました。道路工事そのものについては令和9年度から令和10年度に主に工事を行うという、そういう計画という説明でございました。

飯田創造館の建物につきましては令和6年度末で閉館となりますので、令和7年度になってから備品等の移設を行いまして、引き続き解体工事を行っていくという計画であるそうでございます。

次に整備計画でございますが、裏面ですね、図面の資料を御覧いただきたいと思いません。

赤く塗られた部分が飯田警察署と運転免許センターとして使用する部分でございます。現在の庁舎の北側に建設がされまして、1つの建物の中に2つの機能が併設するという考え方だそうです。4階建ての鉄筋コンクリート造の建物でございまして、2つの機能それぞれに専用の出入口が設けられると。南側、駐車場側ですね、駐車場側にそれぞれの出入口が設けられまして、西側の部分の1階と2階が運転免許センターの機能が入るという説明でございました。現警察署とそれから駐車場の部分が来庁者の皆さんの駐車場になるわけでございますけれども、現在の出入りが市道46号線のほうから現在出入りが主にされていると思っておりますけれども、こちらは北側に出入口が変わるということで、市道大王路線から市道52号線を経由した形での出入口ということで、市道46号線からの出入りはできないような構造になるということございました。

また、緑色の部分が公園として整備がされるエリアとなりますけれども、公園としての面積は減少いたしますけれども、現在の都市計画公園としての機能は維持していきたいということございまして、その再整備の内容につきましては地元の皆さんの意見を聞きながら計画をこれから立てていくという、まだそういう現状でございます。基本的には、駐車場だとか遊具等々既存の施設を生かした計画にしていきたいというお話でござい

ございました。

市道大王路線の拡幅でございますけれども、車道の幅員が9メートルで、県道市場桜町線から市道48号線までの区間につきましては、両側に4メートル幅の歩道が整備されるということです。用地幅については、従いまして17メートル幅の用地幅になるということでございます。市道48号線から東側の部分については2.5メートルの歩道になると、そういう計画でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(熊谷議長) 説明が終わりました。御質疑は、ございませんか。

坂巻議員。

(坂巻議員) 10番、坂巻です。

今、吉川事務局長さんから説明いただきましたけれども、ここに至るまでの経緯、御苦労を大変ありがたく感謝しております。

それで、この配置図のほうを見ますと色分けしておりますけれども、こだわるつもりはありませんけれども、このレクリエーションの場の確保の「保」のあたりに創造館があったわけですが、イメージとしては何か運転免許センターって言われると塩尻をちょっとイメージしております、テストコースか何かそういったものもそういうことで使われるかなと思っておりましたけどもちょっと自分の想像とは違いました。この県の事業ですけれども、色分けによって概算で結構ですけども事業費が分れば教えていただきたいと思えます。

それと感想としては、県の施設が先ほどの消費生活センターも含めてですけども、なかなか撤退されるようなイメージを自分としてはちょっと持っておりますけれども、そんなところでちょっとお聞きしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

(熊谷議長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) この施設の事業費につきましては、私どもといたしまして現在お聞きしておりませんし県のほうも恐らくまだ発表等してない状況かなというふうに思えますので、そんなことでまた情報がありましたらお知らせ等をしてまいりたいと思っております。よろしく願いをいたします。

(坂巻議員) ありがとうございます。

(熊谷議長) そのほか、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

なければ、説明のございました「飯田警察署建て替え及び運転免許センター設置等の計画について」は、聞きおくことといたします。

そのほか、何かございませんか。

伊藤書記長。

(伊藤書記長) 議員の皆様のみということでございますけれども、全員協議会の開会前に、今月23日、24日にエス・バードで開催されます「南信州環境メッセ2024」のチラシと2025防火カレンダーをお配りさせていただきましたので御確認をお願いいたします。

それから、既に御案内しておりますとおり、閉会日に予定しております全員協議会終了後、10月に実施いたしました議員視察研修の報告会を開催いたします。出欠の報告は本日15日までとさせていただきますので、未報告の場合は週明けには御報告

をいただければと存じます。また、併せて議員視察研修に参加されました皆様には、アンケートの御協力をお願いしてございます。アンケートの提出期限は21日木曜日とさせていただきますので、メールかファクシミリでの報告、または20日・21日に開催されます常任委員会で御持参いただければと存じます。報告会の資料とさせていただきますと存じますので、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

(熊谷議長) 執行機関側から何かございませんか。よろしいですか。

5. 閉 会

(熊谷議長) 以上をもちまして、全員協議会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

閉 会 午後 2時59分